

## 【法整備への協力及び預り金の管理について】

弊社は、1987年に日本で最初の国際電話の前払式支払手段（サーバー型プリペイドカード）を発行（参照：プリペイドカードの歴史 <http://www.gic-tokyo.co.jp/prepaid.html>）しており、以後、カードレス方式へと販売方法を改善しながら今日に至るまで各種プリペイドカードの発行を業としております。

インターネットの普及に伴いサーバー型プリペイドカードの市場も大きく成長し、発行业者数及びプリペイドカードの種類も急速に増加しました。

急激な市場の拡大を受けて、サーバー型プリペイドカードの先駆者を自負する弊社としては利用者の皆様に安心していただけるプリペイドカードの環境整備が必須と考え、【**社団法人 前払式証票発行協会**】（現在【**一般社団法人 日本資金決済業協会**】（資金決済に関する法律第 87 条による認定資金決済事業者協会））にお伺いし、**長年の運用で培ったノウハウや懸念事項についての問題提起もさせていただいた上で未使用残高の管理や保障等について対策を検討しましたが、**当時はサーバー型プリペイドカードについて各省庁で意見交換がなされてはいるものの**明確な基準が定まっていなかったこともあり、自主的なルールの中での運用を継続するようにとの回答に留まりました。**これ以降も早急な法の整備の必要性については関係各所に対して強く訴え続けていました。

このような状況の中、2010年4月1日より「資金決済に関する法律」（平成 21 年法律第 59 号）が施行され、弊社が発行するサーバー型プリペイドカードも法の規制対象に加わったことを受けて、同年同日に【**社団法人 日本資金決済業協会**】（現在【**一般社団法人 日本資金決済業協会**】（資金決済に関する法律第 87 条による認定資金決済事業者協会））に加盟、同年 9 月 30 日付で「**第三者型前払式支払手段発行者**」として登録いたしました。

（※登録番号：関東財務局長第 00620 号）

本法律により新たに規制対象として追加となった「サーバー型」については、当時、財務省や認定資金決済業協会においても実態の把握が困難な部分もあったようで、弊社に対し、その変遷や仕組み等についてヒヤリング等での協力要請がありましたので、積極的に協力させていただきました。

弊社は皆様からお預かりしている金額については上記法律に従い法務局に供託しております。毎年 3 月と 9 月にお預かりしている金額を財務省に報告して供託金額を決めています／この金額は国税局監査においても検査対象です（2014年国税局監査においても検査いたしております）

以上